# 令和元年度 岐阜県職員 岐阜県立森林文化アカデミー教員 募集のお知らせ

岐阜県立森林文化アカデミーは、「森林と人との共生」を基本理念として森林・自然及び森林文化に関する実学を教育する専修学校です。従来の教育機関の枠組みを超えて、地域に根ざした実践的な教育を重視しています。

また、当学は専修教育部門だけでなく、一般県民を対象とする生涯教育部門及び実務者を対象とした専門技術者教育部門を併せた総合的人材育成を担っています。

この度、次に掲げる教育業務に熱意を持って当たれる人物を求めます。

# I 募集概要

(1) 募集人員 助教若しくは講師 1名

(2) 職務内容

# 【専修教育部門】

○担 当 分 野 森と木のクリエーター科「木材利用分野 木工専攻」

森と木のエンジニア科「林産業コース」

○担当講義・実習 木工機械実習、手工具実習、家具実習、デザイン実習、

工房管理、森林管理実習の指導補助他

# 【生涯教育部門】

○生涯学習講座の企画及び運営

## 【專門技術者教育部門】

○専門技術者教育講座の企画及び運営

## 次のような方を求めています。

- ・十分な木工技術 及び、その技術指導等の経験を有し、「木工、家具製作、デザイン」 に関する講義・技術指導などの実践的教育や、就職・起業等進路指導を担当できる者。
- ・生産活動を通じた木の文化の伝承や地域における木材の利用、地域の振興に寄与した いという意欲を持つ者。
- ・生涯学習等の社会人教育(特に、木工に関する指導)の経験がある者。

# Ⅱ 提出書類

## 1 履歴書

- (1) 顔写真を貼付すること。
- (2) 現住所・連絡先(勤務先、自宅、その他緊急連絡先)を記載すること。
- (3) 職歴は詳細に記載すること。
- (4) 資格の名称及び取得年月日は、略さず正しく記載すること。
  - ① 資格の名称に変更があった場合には、新旧の名称を併記すること。
  - ② 期間が更新された場合には、更新年月日も併せて記載すること。

# 岐阜県立森林文化アカデミー

# 2 事績書

(項目ごとに一覧表にまとめてください。実績のない項目は「該当なし」としてください。)

- (1)教育【教育上での実績】
- (2) 実務【実務上での実績】 プポートフォリオの写しを以って替えることができる。
- (3)研究【研究上での実績】
- (4) その他特記事項があれば、それを記載したもの。
- 3 下記の抱負をまとめたレポート(各々500~800字程度)
  - (1) 教育に対する抱負
  - (2) 地域貢献に対する抱負
  - (3) 研究に対する抱負
  - (4) 上記以外で特にPR したいことがあれば自己PR

## Ⅲ 応募条件等

1 応募資格

昭和35年4月2日以降に生まれた者で、次の各号の一に該当し、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者。

- (1) 学士の学位を有する者にあっては8年程度、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあっては10年程度、木工、木材利用の業務に従事した者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校において、木工、木材利用に関する助教又は専 任の講師の経歴のある者
- (3) その他各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
- ◎ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。
  - ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
  - ③ 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ◎受験資格等の確認について

受験資格の有無、申し込み記載事項等の真否について必要に応じ確認させていただくとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

#### 2 応募締め切り

令和 元年 8月7日(水曜日)

(注)提出書類は、封筒に「人事応募書類」と朱書し、簡易書留をご利用くださるようお願いします。(当日消印有効)

#### 3 選考方法

- (1) 書類による第一次審査の上、合格者に対して面接を実施する。
- (2) 面接時に、自作家具1点を提示してのプレゼンテーション審査を実施する。
- (3) 面接の日程等は、別途文書で通知する。 ※面接に必要な経費は、すべて応募者の自己負担とする。

- 4 採用予定 令和2年 4月 1日
- 5 服務・給与等
  - (1) 身分及び服務 岐阜県職員の身分を有し、「地方公務員法」のほか「岐阜県職員服務規程」等の 規定を適用する。
  - (2) 給料・諸手当 「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」等の規定に基づき、民間等における職歴に応じて支給する。
  - (3) その他 美濃市(勤務地)若しくはその周辺地域から通勤できることが望ましい。
- 6 問い合わせ・書類提出先 501-3714 美濃市曽代88

岐阜県立森林文化アカデミー事務局 総務課 担当 酒向

TEL 0575-35-2525 FAX 0575-35-2529

e-mail <u>c21907@pref.gifu.lg.jp</u>

○応募書類は原則的に返却しませんので、ご承知おきください。